

対象となる第一種施設について

健康増進法施行令の一部を改正する政令において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である 20 歳未満の者、患者、妊婦が主たる利用者である以下の施設を、第一種施設としています。

(1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政令第 3 条及び新規則第 12 条から第 14 条まで関係）

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（専ら同法第 97 条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 14 条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
- ③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第 3 号に規定する職業能力開発大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）
- ⑤ 独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）
- ⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 16 条第 6 号に規定する施設（国立看護大学校）
- ⑦ 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 33 条の 2 に規定する陸上自衛隊高等工科学校
- ⑧ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 192 条に規定する航空保安大学校並びに同令第 254 条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設

- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 1 号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する施設
- イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する養成施設
- ウ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設
- エ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の養成施設
- オ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所及び同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所
- カ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所
- キ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第 2 の 2 備考第 2 号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する養成機関
- ケ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条第 3 項に規定する自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る。）
- コ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号に規定する診療放射線技師養成所
- サ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 2 号に規定する歯科技工士養成所
- シ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項に規定する美容師養成施設

- ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する臨床検査技師養成所
- セ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設
- ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 号に規定する理学療法士養成施設及び同法第 12 条第 1 号に規定する作業療法士養成施設
- タ 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設
- チ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項に規定する柔道整復師養成施設
- ツ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 1 号に規定する視能訓練士養成所
- テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設
- ト 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 1 号に規定する臨床工学技士養成所
- ナ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 1 号に規定する義肢装具士養成所
- ニ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号に規定する救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号に規定する言語聴覚士養成所
- ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設
- ノ 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）第 3 条第 1 号に規定する教育機関（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ハ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 7 号、第 160 条第 3 号、第 161 条第 2 項、第 162 条並びに第 177 条第 7 号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）

- ⑩ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所及び同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- ⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に規定する薬局
- ⑫ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項に規定する難病相談支援センター
- ⑭ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ⑮ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 12 項に規定する事業所内保育事業及び同条第 13 項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設並びに同法第 59 条第 1 項に規定する施設（同法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- ⑯ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター
- ⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ⑱ 法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 8 条第 1 項に規定する少年院及び少年鑑別所

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」は、新法第 25 条において、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対

策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要となるものであり、これに該当する施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われているものであること。

なお、政策や制度の企画立案業務が行われている施設として、中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎、都道府県・市町村の庁舎はもちろん、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当するものであること。